

新 旧 対 照 表

第 5 令和元年6月28日付課資3-3ほか3課共同『租税特別措置法(株式等に係る譲渡所得等関係)の取扱いについて』等の一部改正について(法令解釈通達)

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>措置法第37条の14《非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係</p> <p>(重ねて設けられた非課税管理勘定又は累積投資勘定の判定)</p> <p>37の14-21</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p> <p>3、その年1月1日において<u>20歳</u>である年の1月1日に、.</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(削 除)</p>	<p>措置法第37条の14《非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係</p> <p>(重ねて設けられた非課税管理勘定又は累積投資勘定の判定)</p> <p>37の14-21</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p> <p>3、その年1月1日において<u>18歳</u>である年の1月1日に、.</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(経過の取扱い等…改正通達の適用時期(2))</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の37の14-21の取扱い(20歳を18歳に改正する部分に限る。)は、措置法第37条の14第33項に規定する各年が令和5年である場合について適用し、所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)による改正前の措置法第37条の14第28項に規定する各年が令和4年以前である場合については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>なお、令和5年1月1日において、19歳又は20歳である居住者又は恒久的施設を有する非居住者が措置法第37条の14第33項に規定する未成年者口座を開設している場合には、これらの者を同日において18歳である居住者又は恒久的施設を有する居住者とみなして、37</u></p>

改正後	改正前
	<u>の14-21の取扱い（20歳を18歳に改正する部分に限る。）を適用する。</u>